

区立保育園民営化の進め方

荒川区子ども家庭部

令和3年6月

1. 策定の目的

荒川区では、子育て世代が安心して子どもを産み、育てられるまちの実現を目指して、様々な子育て支援事業を実施し保育サービスの充実に努めてきました。特に、共働き世帯の増加等に伴い発生している待機児童の解消を図るため、保育施設の整備を積極的に進めてきました。

今後は、保育施設の整備に加え、多様化する保育ニーズへ対応するため、保育事業の一層の充実に努めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、区では、令和元年10月に「未来に向けた保育施策のあり方」を策定し、今後の保育施策については、継続的・安定的な保育サービスの提供に加え、民間活力の積極的な活用の観点から、区立保育園を段階的に民営化していくこととしました。

「区立保育園民営化の進め方」は、これまで区が実施してきた区立保育園民営化の取組を基にして策定したものであり、区民の皆さまや事業者によくお示しすることにより、民営化に対する保護者の皆さまの疑問や不安を少しでも解消するとともに、より良い運営事業者の参入を促し、円滑な民営化を実施するための基本とするものです。

今後の区立保育園民営化については、当「区立保育園民営化の進め方」に従って、適切に進めてまいります。

2. 民営化の手法

(1) 民営化の形態

民営化の形態は、事業者が施設の設置と運営を行う民設民営方式を基本とし、区有施設を活用する場合は、公私連携型保育所や公設民営方式とすることとします。

運営に要する用地は、原則として区有地や区が取得するものを保育園用地として運営事業者に貸し付けることとし、有償で貸し付ける場合の借地料は、区が定めるものとします。

区立保育園としての継続性を一定確保しつつ、運営事業者の主体性を重視し、創意工夫を凝らした質の高い保育の実現を目指します。

(2) 公募による事業者選定

民営化後に保育園を運営する事業者は、公募型プロポーザルにより区が選定します。選定では、優良な運営が期待できる応募者を多数確保するため、公募要項等の区ホームページへの掲載や、都内や近隣県で認可保育園を運営している事業者への案内など積極的な周知を行います。

運営事業者の公募に先立って、保護者の皆さまからの意見を聴取いたします。

公募では、選定委員会を設置し、運営事業者を公平かつ適正に選定します。

① 基本的なスケジュール

区立保育園の民営化を進めるにあたっては、子どもの環境変化に最大限配慮することを前提としつつ、保護者への丁寧な説明や運営事業者の準備期間、引継ぎ期間などを考慮し、以下のスケジュールを基本とします。

【民営化の基本スケジュール】

時期	内容
2年以上前	・保護者への説明（計画）
2年前	・保護者への説明（公募） ・運営事業者の公募開始 ・選定委員会による事業者選定
1年前	・保護者への説明（引継ぎ） ・引継ぎの開始（合同保育） ・施設整備
民営化年	・運営主体が区から運営事業者に移行 ・区による支援を実施

② 公募条件

運営事業者の公募にあたっては、以下の条件を基本としつつ選定委員会で審議し決定します。

ア 応募資格

- ・社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人であること。

イ 運営条件

- ・児童福祉法、子ども・子育て支援法等関係法令を遵守すること。

(3) 業務の引継ぎ

民営化後は、区立保育園の保育内容をできる限り引き継ぐこととし、民営化前の1年間を引継期間とします。引継ぎは、原則として区立保育園の園長と運営事業者の園長候補者を中心に行うこととします。配置する職員の始期・期間等については、園の状況を踏まえ、区立保育園と運営事業者が協議しながら決定します。

※主な引継ぎ事項

- ・運営の引継ぎ（園長予定者など）
- ・保育の引継ぎ（各クラス担任予定者など）
- ・資料の引継ぎ（在園児名簿、緊急連絡カード、児童票など）

民営化後の区の支援として、引継ぎの状況や保護者の不安を軽減するため、必要に応じて1年間区立保育園の職員が定期的に民営化後の私立保育園に出向き、引継内容を含めた運営が適切か、子どもの状況に変化がないかなどを確認していきます。

3. 民営化後の区の関与

(1) 巡回指導

民営化後の私立保育園に対し巡回指導を行い、保育内容についての指導や園からの相談に対応します。民営化直後は特に重点的に巡回指導を行います。

(2) 指導検査

民営化後の私立保育園に対して、法に基づく指導検査を行い、運営基準を満たしているか確認するとともに、保育の質を高めるための助言、指導を行います。

(3) 保育コンシェルジュの派遣

民営化後の私立保育園に対して、「出張相談会」として保育コンシェルジュを派遣し、保育に関する様々な相談に対応します。

(4) 私立園長会との連携

民営化後の私立保育園に対して、私立園長会を通じた情報提供の場を設け、円滑な運営をサポートします。